

議会だより



〔表紙写真〕

4月6日（火）に町内の各小学校で入学式が行われました。

今年もコロナウイルスの影響で新一年生と保護者のみで行われましたが、みんな元気に入学式に臨んでいました。

（写真は北檜山小学校入学式）

第1回定例会	P 2 ～ 6
一般質問	P 7 ～ 18
委員会レポート・臨時会	P 19 ～ 21
政務活動費執行状況	P 21
議会の動き・編集後記	P 22



令和3年第1回定例会が3月5日から19日まで行われました。
補正予算、条例の改正等の議案審議を行い、全て原案可決となりました。
審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

令和3年度予算

			令和3年度予算	令和2年度予算	前 年 比
一 般 会 計			82億3,440万9千円	88億9,640万6千円	△ 6億6,199万7千円
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業		12億9,069万8千円	13億1,792万円	△ 2,722万2千円
	後 期 高 齢 者 医 療		1億6,389万2千円	1億6,151万円	238万2千円
	介 護 保 険 事 業		10億5,087万4千円	9億9,032万3千円	6,055万1千円
	介 護 サ ー ビ ス 事 業		6,048万9千円	5,856万5千円	192万4千円
	簡 易 水 道 事 業		3億811万7千円	3億3,946万4千円	△ 3,134万7千円
	営 農 用 水 道 等 事 業		1,903万7千円	1,577万3千円	326万4千円
	公 共 下 水 道 事 業		3億9,141万5千円	4億2,677万6千円	△ 3,536万1千円
	漁 業 集 落 排 水 事 業		2,205万2千円	1,133万9千円	1,071万3千円
	風 力 発 電 事 業		4,134万円	3,460万8千円	673万2千円
病院事業会計（収益的収入及び支出）			12億4,470万6千円	12億7,394万2千円	△ 2,923万6千円
病院事業会計（資本的収入及び支出）		（収入）	2,078万5千円	1,328万8千円	749万7千円
		（支出）	4,095万5千円	3,010万7千円	1,084万8千円
合 計			128億8,876万9千円	135億7,002万1千円	△ 6億8,125万2千円

◎石原広務 議員
雅荘廃止に伴って、1億5000万円もの補助金返還問題を抱え、再開に向けて努力するとしながら、その詳細も時期も未だに報告が出来ない状態の上に、北部松山衛生センター組合の数々の不祥事が発覚、最高責任者組合長の立場、多額の負担金を拠出して、いる構成町長の立場でも、一切の責任を陳謝のみで済まそうとしている姿勢には到底納得できる事案ではありません。速やかに解決するべき山積された様々な課題問題がある中で、係わる予算にはとても賛成する気持ちにはなれません。

昨年12月に議会全会一致で

反対討論

令和3年度予算は賛成多数により可決されました。
（反対討論2名、賛成討論2名）

可決した問責決議を改めて認識して、すぐにでも真摯な態度に改め、町民、議会、役場職員にも向かうべき姿が見えない以上、令和3年度せたな町一般会計予算案に反対します。

◎菅原義幸 議員
現在せたな町は急速な人口減、少子高齢化、基幹産業の不振、後継者難に直面しており、これらの課題と向き合い、町民の声と希望に応える町政の執行が求められています。その立場から、令和3年度せたな町一般会計予算を見た時、容認できない問題点があります。

計上されている町民生活に必要な予算に反対するものではありませんが6点について指摘し反対討論とします。

第1は昨年12月の第4回定例会における全会一致の町長

に対する問責決議に対する真摯な反省が新年度町政執行方針からは伝わってこないことです。

深く反省しているので一言も触れなかったとする町長の主張は誠実さにかけるものと言わざるを得ません。

第2は、せたな雅荘の再開問題です。

私の8回にわたる一般質問に町長は、再開に向けて努力をしている最中だと繰り返し返すのみで、全く事態は進展しませんでした。

4期目の任期満了が9月に迫る中で、再開の期限さえ明らかにせず、迫りつつある1億5000万円の補助金返還を含む町長としての当事者責任を明確にしない姿勢を容認することは出来ません。

第3は、生産者がやる気を起こせば町は支援をするという自己責任論を強調し、農業振興策について、町長自身

の政策を示していないことであります。

一昨年のサケ定置網被害救済要求に対し、漁業者の自己責任を持ち出し、一切救済しませんでした。

公助という地方自治体の一番大事な政策をないがしろにするものと言わざるを得ません。

第4は、修学旅行バス代補助など保護者負担の軽減要求に向き合わず、民間の事業者も参加する財政調整基金の運用による介護事業持続化基金や介護事業経営持続化協議会構想の提案にも背を向けたことであります。

第5は、町道山麓通線の民地買収について、交渉を弁護士に丸投げし、解決の見通しが全く立っていないことであります。

新年度も用地買収予算の計上を見送り、買収に対する意欲の欠如が明らかになりました。

第6は、平成29年3月31日

のクラスター事業関連予算の専決処分なるものが、自治法上の要件を満たしていないことが明らかになったことです。

当日開催の臨時議会にクラスター関連予算を町長の思い込みで提出しなかったことを認めましたが、そうである以上、当日の専決処分なるものが地方自治法第179条第1項のどの要件にも該当しない違法行為であることが明らかになりました。

以上、令和3年度当初予算編成上の6点の問題点を指摘するとともに、町民本位の血が通う町政に流れが変わることを願い、反対討論とします。

賛成討論

◎橋本一夫 議員

令和3年度一般会計予算総額は前年対比マイナス7.4%、金額で6億6199万7000円減の82億3440万9000円であります。

普通交付税の一本算定を迎え、厳しい財政環境ではありますが、歳入では過疎債や合併特例債など交付税措置のある優良な起債の活用や、各種目的基金からの繰入などの財源確保を評価いたします。

また、歳出においては、大成町民センター耐震改修事業、住宅リフォーム助成事業などのほか、町の基幹産業である農業、漁業の振興のために草地畜産基盤整備事業や、トラウトサーモン海面養殖事業などが盛り込まれており、せとな町の持続的な振興発展を願うものであります。

最後に、理事者、職員が丸となり、町民の負託に応える町政執行を希望し、賛成討論とします。

◎大湯圓郷 議員

予算特別委員会での各委員による活発な議論を経て、令和3年度一般会計予算案が町民の目線に立った予算であることを確信しました。

現在のコロナ禍の中、継続したコロナウイルス対策費の計上や、町民の居住性の向上と地域経済の活性化を目的とした住宅リフォーム等助成金の復活、また我が町の基幹産業である農業に係わる的確な予算措置、漁業では捕獲をする漁業から育てる漁業に向けてのきっかけとなるトラウトサーモン海面養殖試験事業補助金など、厳しい予算編成の中、十分に町民の負託に応える予算であることから、賛成討論とします。



主な新規事業

◎住宅リフォーム等改修助成金

実証試験に要する施設導入、種苗・飼料購入等に対し支援するものです。

予算額 3000万円

住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に係る経費の一部を助成し、町民が安心して快適に暮らす居住環境の整備や、産業振興における雇用を促進するとともに、経済対策として地域経済の活性化を図るものです。

◎豊かな森づくり推進事業補助金

森林資源の循環利用を推進し、森林の有する多面的機能の発揮と山村地域の振興に資するものです。

予算額 964万1千円

◎若松小学校閉校記念式典事業

◎北海道農業次世代人材投資事業

経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し、資金を交付するものです。

予算額 229万円

令和4年3月31日をもって閉校となる、若松小学校の閉校記念式典事業に対する事務作業員を配置するものです。

予算額 272万4千円

◎学校給食センター整備事業

平成5年度の開設当時から使用している給水管及び炊飯ラインの更新を行うものです。

予算額 1881万円

◎トラウトサーモン海面養殖試験事業補助金

近年、養殖対象魚種として注目されている「ニジマス」を事業化に向け、試験的に海面養殖に取り組むことから、

予算額 851万9千円

令和2年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額
一 般 会 計 (第14号)		△ 9,046万7千円	100億1,987万3千円
一 般 会 計 (第15号)		770万円	100億2,757万3千円
特 別 会 計	国民健康保険事業(第4号)	△ 7,031万1千円	12億4,608万9千円
	後期高齢者医療(第3号)	281万1千円	1億6,657万9千円
	介護保険事業(第3号)	△ 1,241万円	10億6,254万3千円
	介護サービス事業(第2号)	△ 80万7千円	5,906万円
	簡易水道事業(第4号)	△ 1,974万5千円	3億3,388万9千円
	営農用水道等事業(第2号)	△ 106万8千円	1,523万4千円
	公共下水道事業(第2号)	△ 1,705万6千円	4億853万2千円
	漁業集落排水事業(第2号)	△ 40万円	1,103万9千円
	風力発電事業(第6号)	△ 15万4千円	4,909万9千円
	病院事業会計(第4号)(収益的收入及び支出)	1,703万7千円	12億8,927万4千円
病院事業会計(第4号)(資本的收入及び支出)		△ 310万2千円	2,159万円

補正の主な内容

◎一般会計補正予算(第14号)

社会福祉基金、生活交通確保対策基金、公共施設整備基金への積立金や担い手確保・経営強化支援事業補助金などによる増のほか、各種事務事業の執行による予算精査による減です。

◎一般会計補正予算(第15号)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る漁業経営維持支援金の追加による増です。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

北海道からの特別交付金を財源とする病院事業会計への繰出金の追加などによる増のほか、事務費及び保険給付費などの精査による減です。

◎後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

事務費の精査のほか、北海

道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の追加などによる増です。

◎介護保険事業特別会計補正

予算（第3号）

保険給付費の各種介護予防サービス給付費負担金の追加などによる増のほか、事務費の精査による減です。

◎介護サービス事業特別会計

補正予算（第2号）

介護予防プラン作成業務の追加などによる増のほか、事務費の精査による減です。

◎簡易水道事業特別会計補正

予算（第4号）

施設の修繕料の追加などによる増のほか、施設の維持管理経費の精査による減です。

◎営農用水道等事業特別会計

補正予算（第2号）

施設の維持管理経費の精査などによる減です。

◎公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

施設の維持管理経費及び下水道整備費の精査などによる減です。

◎漁業集落排水事業特別会計

補正予算（第2号）

施設の維持管理経費の精査などによる減です。

◎風力発電事業特別会計補正

予算（第6号）

施設の修繕料や消費税及び地方消費税の精査などによる減です。

◎病院事業会計補正予算（第4号）

・収益的収入及び支出

給与費及び経費の追加、材料費や研究研修費の減額、その他医業収益で感染症病床確保促進事業費補助金などによる増です。

・資本的収入及び支出

一般会計出資金の精査、国民健康保険直営診療施設整備

補助金などについて、医療機器購入の精査などによる減です。

条 例

◎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

例について

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、一定の要件を満たす非常勤職員に係る育児休業及び育児時間等の制度が改正されたことから、本条例の一部を改正しました。

◎重度心身障害者、ひとり親

家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例について

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康

保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、オンラインでの資格確認が導入されたこと

から、本条例の一部を改正

しました。

◎国民健康保険条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルスエンザ等対策

特別措置法等の一部を改正する

法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が

改正されたことから、本条例

の一部を改正しました。

を改正する条例について

国民健康保険法施行令の一

部を改正する政令の施行に伴

い、軽減判定基準等が改正さ

れたことから、本条例の一部

を改正しました。

◎指定地域密着型サービスに

関する基準等を定める条例

等の一部を改正する条例に

ついて

指定居宅サービス等の事業

の人員、設備及び運営に関す

る基準等の一部を改正する省

令の施行に伴い、介護サービ

スに係る基準が改正されるこ

とから、本条例の一部を改正

しました。

例の一部を改正しました。

しました。

◎瀬棚児童会館条例の一部を改正する条例について

教育財産から普通財産に移管することに伴い、管理体制等を変更することから、本条例の一部を改正しました。

その他

◎新町まちづくりプラン（新町建設計画）の変更について

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例債を活用することができ期間が5年間延長されたことから一部を変更しました。

◎指定管理者の指定について

管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、次の2施設について指定管理者を指定しました。

一、せたな町障害者グループホームのぞみ

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

有限会社 松神建設
大成区都463番地1

・指定の期間

令和3年4月1日から
令和6年3月31日まで

二、せたな町営牧場

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

新函館農業協同組合

北斗市本町1丁目1番21号

・指定の期間

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

議会提案

◎会議規則の一部を改正する規則について

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整

備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定しました。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めました。

提出議員 大湯 圓郷議員
賛成議員 熊野 主税議員

〃 榊田 道廣議員

〃 橋本 一夫議員

〃 横山 一康議員

〃 平澤 等議員

意見書

◎コロナ禍による地域経済対策を求める意見書

1. 新型コロナウイルス感染拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込み、観光事業の低迷や外出自粛などで、経済損失が拡大し地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体への対策関連予算

を十分に確保し適時対応を図ること。

2. 新型コロナウイルス感染拡大に落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後もコロナ禍での影響試算と対策を拡充すること。

特に、米の需給・価格安定に向けた対策を早期に実現するとともに、来年度に向けた米政策についても、抜本的な見直しを図り需給調整機能が発揮される仕組みを構築すること。

提出議員 吉田 実議員

賛成議員 平澤 等議員

〃 本多 浩議員

〃 橋本 一夫議員

〃 大湯 圓郷議員

〃 菅原 義幸議員

※意見書についてはせたな町議会として全会一致で賛成し、各関係大臣宛送付しています。



春の交通安全 気をつけましょう!!

交通事故が多発する春を安全に過ごすため、交通安全について家族みんなですっかり確認し、危険を見逃さず事故防止に努めましょう。



一般質問



9人の議員から13問の一般質問があり、町長に答弁を求めました。

町道の草刈について

吉田 実 議員

意味でも、草刈体制の強化として草刈車の増台などの考えがあるか伺います。

答弁 町長

当町の草刈業務の形態は、町所有の草刈車による直営作業や道路愛護組合による愛護活動としての実施や、民間業者への委託としています。

各区の業務量としては北檜山区210km、大成区24km、瀬棚区58kmで各々1、2回の実施をしており、国道や道道の草刈回数と比較しても、町民の身近な道路として必要な対策が図られていると認識しています。

質問
町道の草刈りは、交通安全対策のひとつとして重要な業務であると認識しています。
町道の草刈り業務の形態としては、町所有の草刈車による直営と民間業者への業務委託であり、限られた予算内でシーズン中に1、2回程度の実施については理解できる部分もありますが、町の中心部から草刈りを開始し、最終路線の完了まで約2カ月を要することから、草丈が長くなる路線も見受けられ、通行に支障を来しています。
交通事故を未然に防止する

しかし、直営の草刈業務については1回の草刈完了まで2カ月を要するのが現状であるため、パトロールを強化し、カーブ等の危険箇所において草丈による交通障害がおきないよう、草刈車や刈払機で先

刈りするなど対策を講じるため、草刈車増台の考えはありません。

再質問

パトロールを強化し、先刈りなどの対策をしていただけるということですが、農地の地先については機械を持っていくことから協力しています。安全面も大事ですが、作物の虫の被害もあり、刈る適期が当然あります。

今年から新しい方法での対策を考えるとということなので、成果を見ていきたいと思えます。

再答弁 町長

農家の皆さんには地先の道路の草刈等、協力をいただき感謝を申し上げます。

病害虫のことですが、草刈りについては交通の障害だけでなく、こうしたことにも気を配らなければならないと聞いていました。



草刈

パトロールの強化や先刈りで交通障害についてはしっかりと対策を講じたいと思います。

病害虫の関係については、町道ばかりでなく、国道、道道、全て関係してくる部分になります。国や道に対応が可能などうか協議し、今後対応したいと考えています。

ドローンの配備について

質問

農業の担い手不足が深刻化する中、農業の現場では従来のような農業者間の互助を目的とした地域内での農作業の受委託が困難になりつつあります。

その一方で、ドローンやICT等を活用したスマート農業の取り組みについて、農作業省力化や労働負担の軽減が期待されています。

このスマート農業を普及させていくことが地域農業を維持していく上で重要と考えますが、まずは圃場確認作業や育成状況調査、有害鳥獣の調査など、仕事の効率化を図るべくドローンを配置し、その効果、必要性を生産者へ情報を共有していくことが得策と考えますが、町長の所見を伺います。

答弁 町長

現在、農業の現場では、依

然として人手に頼る作業や熟練者でなければ出来ない作業

が多く、省力化や人手不足の解消を図るためにも、ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな農業が求められています。

当町においても高齢化や担い手不足は大変深刻であり、そうした中でのドローン等を活用したスマート農業への取り組みは、課題解決のための一つの手段と認識しています。

ドローンの配備については、平成29年度に農業委員会へ1台配備しています。

町が業務として活用できる範囲は限られています。今後必要な場面でドローンを活用し、その時得た効果を業務に生かしながら、関係機関及び生産者に対し、作業の効率化や応用性などの情報共有を図っていききたいと考えています。

再質問

農業委員会にあるのは知っています。何人の方が操作できるか伺います。

ドローンについては、まず一番に有害鳥獣駆除に役立てていただきたい。ドローンを飛ばすことで罠の設置や作物等の被害調査にも役立つと思います。最近のドローンは長時間飛ばせるバージョンになっているという情報もあります。この先、農業者もドローンの導入を視野に入れる必要があると思っており、時間短縮、経費削減、安全面に期待があります。

一人でも多くの担い手を確保するため、町・JA・生産者が一体となって情報を共有し進めて行くべきと考えますが、町長の所見を伺います。



再答弁 町長

何人の職員が操作出来るかですが、現在1名です。

今年度は消防職員が講習を受ける予定となっています。

農業関係についてのドローンの活用については様々な使い方がされており、病虫害の防除や育成状況の調査、肥料の効き具合、水田で言いますと水の管理等、様々な利用が可能となっています。

それぞれの農家によって利用的には変わってくると思いますが、農家の皆さんが中心になって、また農協や普及センター等と共に研究を進めて

ほしいと思っています。

町としても、関係機関と協力しながら、生産者の要望にできるだけ応えていきたいと考えています。

再々質問

農家戸数の維持が大前提であり、土地の移動についても限界が来ています。

そのためにも、ドローンも一つの材料として共有し、年配者もこういうところを頼っていくような経営体系の組織を立ち上げ、助けていくという農業がこれからの農業ではないかと思っています。

今できることを出し切って、将来こうして良かったと、後悔のないような努力をお願いします。

再々答弁 町長

農家戸数の減少あるいは高齢化に伴って、家族経営での限界というものも今後見えてくると思います。

そうした限界を打開し、大

規模の拡大、経営の拡大を目指すためにもスマート農業の導入というものが当然必要になってきます。

町としても、その点を注視

しながら、農家の皆さんがどういった方向でスマート農業に取り組むのか十分見極めながら要望に応えていきたいと思っています。

ハラスメント相談窓口について

石原 広務 議員

あるか伺います。



答弁 町長

過去にハラスメント1件の相談があり、事実確認し、ハラスメントと認められたため適正に処分しました。

質問

現在、役場内部のハラスメントに対しての相談窓口の状況はどうなっているのか伺います。

様々なハラスメント問題が社会で問題視されているが、町民からの相談を受ける体制は整っているか、また、整っていない場合新設する考えは

利用者の人権擁護や虐待防止等への体制整備と、従業者への研修を行うよう措置を講じました。

町民からの相談体制ですが、各種相談は本庁、両支所に対応しており、これまでハラスメントでの相談はありません。また、法務省から人権擁護委員として5名の方が委嘱されており、人権侵害の問題解決や人権を守るための特設人権相談等でも対応しています。防災無線や広報紙等で周知を図っており、町民からの相談を受ける体制は整っています。

再質問

内部の現状と取り組みについては、一定の認識はしています。

過去に処分したのを契機に苦情相談窓口を設置したという答弁ですが、他にも町長が最高責任者の組合長である北部松山衛生センターの管理職が懲戒処分に至った事案は、

その相談する場を模索していた状況下で懲戒処分をしたということだけで、町長は謝罪の要求にも応えませんでした。

役場内部でも、過去に受けた役場OBによるハラスメントにより、心的にも未だに傷が残っていて、そのOBの方が庁舎に来ることで業務にも支障が出ているとの情報もあります。

過去に懲戒処分まで至ったようなケースは、二度と起きてはならないし、関連する事案に対して調査や相談が出来るような体制づくりをしていただきたいと思いますが、見解を求めます。

再答弁 町長

ハラスメントは、受けた人の人権を著しく傷つけるという大変な事態です。

町としては、本庁、両支所でそうした相談に対応しています。また、様々な相談窓口についても整備されていますので、改めて町民の皆さんに広く周知し、相談に来ていただける体制を取りたいと思います。

また、専門的な相談内容もあるかと思いますが、そうしたことにも十分対応できる体制が出来ていますので、広く周知していききたいと思います。

せたな町立国保病院院長の退職願について

質問

2月10日の総務厚生常任委員会冒頭で、町長から報告があった昨年9月30日付けで出されていた国保病院院長の退職願いを預かりとして慰留に

努めているとの事でしたが、その結果を伺います。

答弁 町長

これまで幾度となく院長とは話し合いを持ち、退職を思

いとどまっていた、たくさん慰留しましたが、意志は固く、その思いを変えるには至りませんでした。

再質問

本定例会の行政報告で、退職願い受理の報告がされました。

2月10日の常任委員会での町長からの報告は、昨年9月30日付けで退職願いが出されており、これを現在預かりとして慰留に努めているとの事でした。

幾度となく院長と話し合いを持ったとのことですが、退職に至った理由については、きっかけになった咬傷事件以外に様々あるとの事でしたが、その理由が聞けない中で、退職願いを受理せざるを得ない状況だったのか、改めて伺います。

再答弁 町長

退職の撤回を求め、1月には病院内や役場内で署名活動

が行われ、2月には3区の町民有志による署名活動も行われ、合わせて2000人分の署名が寄せられ院長に手渡されました。

また、3月1日には町議会の有志議員が嘆願書を手渡し、退職の撤回を申し入れたと報告をいただきました。

こうした町民の皆さん、議員の皆さんの暖かい心と行動に感謝申し上げます。

このように私も含め慰留に努めました、残念ながら院長の気持ちを変えることはできませんでした。

退職の原因についても、最後まで聞くことは出来ませんでした。

しかし、診療については、整形のお医者さんがいなくなるということで町民に迷惑をかけないよう、外来診療をしていただけたという申し入れがありましたので、ありがたうお受けしたところです。

再々質問

2月10日の常任委員会、前日9日に更新されたブログには、署名に対する院長の思いが伝えられていたと考え、署名は逆効果になるとの思いで、できることなら町長に署名活動を止めていただいて、自ら改めて慰留に努力し、3月までに解決していただくよう求めました。

4月からは、週に一度嘱託で診療に当たるとのことですが、国保病院の医療体制への影響についての見解を求めます。

再々答弁 町長

院長のブログの意味の取り方、受け止め方について、議員と院長の気持ちに少し差があったと思います。

院長は、高齢者の皆さんが大変足元の悪い中、頑張ってお名前をしてくれたことについて、大変ありがたかったと話されており、逆効果ではありません。

議員有志の方々も来てくれたということで、大変嬉しく思っているようでしたが、残念ながら気持ちが変えるとい

うことにはなりません。そのあとの体制については、行政報告で申し上げたとおりです。

コロナ禍におけるせきたな町の農業振興策（特に米価が下落する稲作経営）について



横山 一 康 議員

2年産米では、下落幅がそれほど極端ではありませんが、このままの作付状況が続くと秋にはさらなる米価の下落が予想されます。

新型コロナウイルスの影響で農産物価格の下落が農家経済に影響を与え始めています。

特に基幹作物である米においては、人口減少や消費の減少に加え、飲食店向けの販売が減少し、価格の下落が始ま

っています。今のところ令和

質問

新型コロナウイルスの影響

当町は米の作付比率が高く、米価下落は農家経済だけでなく町の経済に与える影響も少なくありません。このような状況を踏まえ以下の点について伺います。

①コロナ禍におけるせきたな町農業の現状について町長の認識を伺います。

②町政執行方針では、コロナ

禍における農業振興策について述べていますが、さらに厳しさを増す農業情勢に対し、町としてどのように対処していくのか具体的な対策を伺います。

③米価下落に対する具体的な施策を伺います。

答弁 町長

①コロナ禍における町内農業

に対する影響ですが、農畜産物販売額で比較すると44億9100万円で対前年比96%、内農産物は22億6600万円で対前年比99%、畜産物は22億2400万円で対前年比90%で、これについては昨年夏に発生した牛のサルモネラ感染症の影響ということでの落ち込みが主因と聞いています。なお米については14億7200万円で、前年対比103%となり、他にも増加に転じている作物もあると聞いています。

②当町の農業振興策について

は、令和2年度に道営の愛知地区農地整備事業が完了し、令和3年度からは若松地区農地整備事業が実施に入ります。また公社営の草地畜産基盤整備事業も着手します。

さらに将来に備えて他地区における基盤整備事業の調査協議も進めることにより生産効率を高め、コロナ禍でも持続可能な営農環境の整備を進めたいと考えています。

③現在、外食需要の落ち込みにより米の在庫が増加し、余剰米による秋の新米価格に対する影響が懸念されています。しかしホクレンなど米穀集荷販売団体が、国の制度を活用して需要の喚起に努めているほか、全国的に主食用米からの作付け転換の推進が行われていることから、どれほどの米価下落が起きるのか確かな数値推測が困難な状況で、具体的な施策を検討できる段階ではなく、今後の推移について注視していきます。

再質問

近隣町では町が強いリーダーシップを発揮して、基盤整備事業が実施されています。

また、酪農家が法人化を進め経営の合理化とともに新規就農者を育成する取組も始まっています。どちらも町が先頭に立ち農家や関係団体を巻き込んでいる事業だと聞いています。この様なダイナミックな政策がせたな町にも必要ではないでしょうか。

個に対する助成も大切ですが、コロナ禍で様々な課題が顕在化しています。それに対処するには個別振り分けの支援ではなく、町がもつとダイナミックにインパクトを持つた政策を打ち出さないと5年後、10年後、大変厳しい時代がくると思います。各町において事情が違いますが、コロナ禍の中、町には骨太の方針を打ち出す責任があると思いますが、その決意をお伺いします。

再答弁 町長

近隣町の状況ですが、今金町では大規模な国営事業が動いており、八雲町では畜産クラスター事業が動いています。そこでもつとダイナミックな投資をというお話ですが、過去には畜産クラスター事業で育成牛の大規模な生産農場をという構想がありましたが残念ながら組合員の協力が得られなく断念しました。

どちらかというと、当町の農家の皆さんは堅実的な投資を中心に行っており、このことは他町の農家から見ると負債が少ない経営になるのではないかと思います。

それぞれの経営によって違いますのでどちらが良いかということは申し上げませんが、そういったことで決して町は骨太の方針を控えているというわけではありません。

農家、農協の皆さん方が「こうしてほしい」「こうあるべきだ」ということであれば、しっかりと相談に乗りながら実

現に向けて汗をかきたいと思っています。

問題は当町の農家がどういう経営に向かうかを判断することだと思っています。これから先も一戸の経営体で行くのか、一部協業の中で進めるのか、法人化を目指すのか様々な選択があり、これは農家の皆さん、農協も含め、町もその中に入ってしっかりと役割を果たしたいと思っています。

これからも様々な情報提供はさせていただき、そうした話し合い、相談もしっかりとていかなければならないと考えていますので、生産者の皆さんも、是非、研究をして頂きたいと思っています。

せたな町産業担い手育成条例について

大湯 圓 郷 議員

すが、それぞれ年齢制限を50歳又は55歳位まで引き上げる考えがあるか伺います。



質問

様々な事情で定年まで勤められない方や、せたな町を出てまた帰ってくる方もいます。

当町は現在のところ大幅な人口減とはなっていませんが、一人でも起業し、また親の仕事の戦力となるため帰ってくる方へ補助の年齢制限の変更をと思います。

そこで、せたな町産業担い手育成条例第2条第4号のUターン等就業者及び同条第5号の新規就業者の交付対象者を45歳以下の者と謳っています。

答弁 町長

せたな町産業担い手育成条例については、せたな町の産業振興と安定的な発展を図り、産業の活性化を図る目的で制定され、現在までに93人の方々に交付し支援を行ってきました。

交付対象者の交付要件の一つである年齢制限については、45歳以下に設定していますが、国や道では新規就農者等の裾野の拡大を図るため50歳未満に引き上げてきていることから、町としても交付対象年齢の引き上げをしたいと思います。

引き上げ後、これを超える年齢の方については、これまで

でどおり産業等活性化補助金によって対応をさせていたいただきます。

スマート農業導入による農業振興について

本 多 浩 議員

継承を解決する手段として注目されています。

また、そのことにより若い担い手への魅力ある農業の発信にも繋がると考えています。そこで、3点について伺います。

①地域の特性にマッチしたスマート農業推進における具体的な取り組みや、技術普及への課題をどのように捉えているか伺います。

②農業後継者を町としてスマート農業を通じて支援する施策が必要ではないか伺います。



質問

「スマート農業」とは、ロボット技術や情報通信技術を用いて農作業の効率化を図り、大幅な省力化・高品質生産を実現する可能性がある新たな農業のことです。従って、これまでの農作業にかかっていた労力を減らすことで、労働力不足を解消することや、新規就農者の確保や農業技術の

③スマート農業の方向性を定める中心的組織となる研究会を設置することについて伺います。

答弁 町長

①スマート農業技術の進歩は目覚ましく、本町においてもGPSアシスト付き機械やドローンなど、少しずつ導入が進んでおり、本町農業の発展には欠かせない手段の一つと考えています。

今後は、多種多様なスマート農業技術のうち、どの規模や技術が適しているか、また需要があるか明らかにしていく必要があると思います。

昨年町内において自動操舵システムの説明会が開催されましたが、残念ながら参加者が少なく、また初期投資とランニングコストの高さゆえに導入に対する関心、需要はまだ少ないのが現状です。

生産部会等でのスマート農業に対するニーズを収集し、関係機関と協力しながら当町

にふさわしい技術の検討が必要と考えています。

②③営農形態や規模に応じ、多種多様なスマート農業技術があることから、全体的な総合研究を行うことも一つの考えであります。まずは各生産部会等において省力化や生産性向上等の課題の整理が必要不可欠です。

その課題解決に向けて、先進地視察や講習会の開催等に対し、関係機関と連携して支援していきます。

また、スマート農業技術の導入が省力化だけでなく、生産性の向上にも繋がると考え、後継者に限らず担い手が導入できるような施策の必要性について検討していきます。

再質問

支援があるからスマート化に取り組むという段階ではないと思います。

高齢化の中で、農業の持続化が許されない状況であるこ

とが大きな問題です。

まさに追い込まれた中でのスマート化であると認識していただきたいと思います。

自助、共助努力は当たり前で、すでに取り組んでいます。その中で、公助というのが農業の持続に大きな意味があると考えています。

町が先頭に立ち、支援、応援体制を構築していただきたいと思います。

再答弁 町長

スマート農業は、ロボット技術、通信技術様々ありますが、収益性あるいは競争力の向上等、農業経営や技術を駆使しなければ、これからの農業は生き残っていけないと思います。

町としても農業者への対応がしっかりできるよう、担当課を含め真剣に取り組みたいと思います。

名誉町民の選考について



質問

旧瀬棚町出身で東京都在住の中村隆俊氏、中村秀夫氏のご兄弟は、町民プール建設資金の原資の一部や、地域医療を担う人材育成の奨学資金の原資として多額の寄附を戴き、せきたな町名誉町民に選出されました。

しかし、忘れてならない人は、ご兄弟の兄である長男の故中村哲夫氏です。哲夫氏は旧北檜山町の個人病院が経営難から廃業になるところを大きな郷土愛から引き継ぎ、道南ロイヤル病院として開院し、町にとって無くてはならない

橋本 一夫 議員

病院として現在に至っています。

哲夫氏の功績は、2人のご兄弟の功績に劣るものではないと考えることから、故中村哲夫氏にも名誉町民の称号を授与すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

答弁 町長

故中村哲夫氏は、せきたな町にとって忘れてはならない恩人であり、功労者だと思っています。

旧北檜山町の大規模な個人病院が廃院となることから対応に苦慮していたところ、生まれ故郷である北檜山の町民が困ることを良しとせず、病院施設を引き受け道南ロイヤル病院として平成6年1月5日に開院しました。

現在、内科・外科はもとより慢性期・回復期、さらに在

宅医療まで一貫した質の高い医療を提供していただいており、特に透析施設が完備されているなど、町にとって大変重要な病院となっています。

哲夫氏は平成19年11月13日に故人となりましたが、せきたな町における功績は、隆俊氏、秀夫氏ご兄弟に並び称されるものであり、現在、名誉町民条例では故人を対象としていないことから、条例改正を含め、前向きに検討したいと考えています。

再質問

故人が対象でないということですが、条例改正についてよろしく願います。

また、哲夫氏のご子息である哲也氏が現在イムスグループの理事長として活躍されており、哲也氏も同時に名誉町民に推挙していただきたいと思いますが町長の考えを伺います。

再答弁 町長

新たな提案がありました。哲也氏も含めて議会と一緒に検討させていただきます。

コロナ禍における婚活事業及び対策について

平澤 等 議員

ます。



令和2年度はコロナ禍で事業が中止したことは大変残念であり、感染防止対策など事業実施にはハードルも高くなっています。

質問

令和3年度予算で、地方創生事業推進費として「出会いの広場実行委員会補助金」130万円計上されています。

町内の独身者に対し、出会いの場を提供するこの事業は、地元に住み続けたい意欲の高揚や、地域活性化を図るためにも極めて有効な事業と思います。

②オンラインを活用した事業推進の取り組みは

答弁 町長

この事業については、結婚を望む独身者の願いを叶えるために、町として重要な事業として認識しています。

平成28年度から30年度にわたり渡島半島振興促進事業として今金町と連携し婚活イベントを実施し、31組のカップルが成立し、大きな成果が得られたと分析しています。

31年度からは新たな町単独で町内に在住の独身男女や異業種交流などに視点を変更し事業を実施してきました。

令和2年度は出会いの広場実行委員会で議論を重ね、札幌圏域にシフトし、出会い系イベント専門業者へ委託していましたが、コロナ禍で中止となりました。

①令和3年度においても引き続き専門業者への委託を考えていますが、道内外で行われている同様事業の情報を集め、

企画していきたいと考えています。

②オンラインの活用について

町政執行方針の課題取組みについて

道高 勉 議員

れていなかった次の町政課題について所信を伺います。

①令和3年度予算編成における経常経費等の節減状況、経常収支比率及び行財政改革計画の策定について

質問



新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下で、令和3年度から普通交付税の一本算定、人口減少などによる依存財源の減少予想など、

例年とは異なる環境下での町政執行を行うことになりました。

町長は、厳しい現実を踏まえながら各種政策に取組むとされていますが、執行方針で

は、実行委員会で多様な意見が出ており、議員の提案も含め十分検討し実施に向けて取り組みたいと思います。

②すぐには経済的に回復する見込みのない商工業者や宿泊事業者に対する継続したリスク低減及び宿泊割引対策について

③冬期間、北檜山市街地を一円としたまちなかバスの試験運転の評価と今後の公共交通網の取組みについて

④新年度におけるせたな雅荘の再開対策について

答弁 町長

①経費等の節減は、前年度対比で物件費800万円減、維持補修費300万円減、補助費等は4600万円減、公債費4900万円の減です。

経常収支比率は、令和3年度見込みで88.5%と上昇傾向で推移しており、財政健全化を推進するためには継続的な行財政改革が必要であり、計画策定に向け取り組みます。

②産業事業者等に対し産業等経営維持臨時特別給付金を給付し、せたな割事業も引き続き実施します。

③交通事業者への支援、移動困難な方々への移動手段の創設については、概ね達成できたものと評価しており、今後地域公共交通網計画に基づき段階的に取組んでいきます。

④せたな雅荘の再開は町の介護福祉施策に係る重要な課題と認識していますが、現段階ではまだ再開の見通しは立っていません。

北檜山恵福会の動きに合わせ、再開の可能性など情報収集に努めています。

再質問

①町の総力を挙げて、10年後の見通しに立った行財政改革の策定をお願いします。

②新型コロナウイルスの収束の見通しがない中、町の基本的なバックアップ体制について伺います。

③町民が喜んで活用していただけのような足の確保が大前提であり、制度設計するときはそのような目線をお願いします。また、デマンド化を取り入れた路線の確保について協議願います。

④せたな雅荘の再開進展の一

番課題となっているものは何かお聞かせ願います。

新年度における町の強い姿勢について、もう一步踏み込んだ町長の試案について伺います。

⑤根本は町民に対しきちんとサービスを提供するということが原則と思います。

町長として、町に対する矜持^{きんじ}を伺います。

再答弁 町長

①公共施設の統廃合や、財政収支バランスのとれた効率的な行財政運営に行財政改革推進本部を中心に取組み、職員のスキルアップを含め財政改革に取り組めます。

②未だ収束の見通しがつかない状況を注視しながら、国・道の対策も見ながら住民生活を守るという観点から遅れることなく、状況に応じて対策を打ちたいと思います。

③まちなかバスの今後については、試験運行の分析や地域の声、交通事業者の実情等を把握したうえで協議検討していきます。

④雅荘再開については相手のあることで、北檜山恵福会と

一緒に汗を流したいと考えています。

⑤任期まで残された部分については、しっかりと舵取りをさせていただき、誠実に職務にあたりたいと考えています。

12月議会の高橋町長に対する全会一致の問責決議に対する真摯な対応について



菅原 義幸 議員

①4期目満了間近の町長に、「町民の税金を扱う立場として不誠実であり、職員に対する監督責任を問う」とする問責を、議会が全会一致で決議することは極めて異例です。

予算・決算に賛成している議員も含め、例外なく全ての議員が問責決議に賛成したことの重大性を、どのように受け止めているのか伺います。

質問

昨年の12月議会における高橋町長に対する全会一致の問責決議は、町民と近隣町村に大きな衝撃を与えました。

②今日に至るまで問責決議に対する議会本会議での釈明は一言もありません。

その上、新年度の町政執行方針でも全く触れなかったことは、町長の議会軽視がいかにも深刻な状況にあるかということをお話するものであり、真摯な対応を求めます。

答弁 町長

①問責決議に至ったのは、令和2年度せたな町一般会計補正予算第10号に係わり、審議いただくに足りるだけの説明が出せないことが原因でした。

この決議を重く受け止め、今後、職員に対する管理監督に努め、議会からご指摘を受けぬよう町政執行に取り組みます。

②問責決議を重く受け止めたため、一切釈明はしませんでした。

また新年度町政執行方針については、原点に返り、真摯な町政執行について町民目線

で熟考し決定したものであり、議会軽視に係わることなく一点もありません。

再質問

失望せざるを得ない答弁です。在職15年を超える町長に、税金を扱う立場の不誠実さと、職員への監督責任を全会一致で問責したことは、事実上の不信任決議であり、極めて深刻な問題です。しかし町長の答弁からは、真摯な反省の弁が伝わってこないのは誠に残念です。

この4年間を振り返ると、違法な専決処分に始まり、旧三杉荘補助金返還、国民宿舎強行廃止、雅荘再開対応、恵福会補助金返還、定置網被害放置、違法後援会看板設置、山麓通線民地未処理、医師退職問題、搬入禁止タイヤ受入・財務規則違反など衛生センター不祥事等々、失態ともいえる事例が多発しました。反省の言葉を一言も述べないのはあまりにも不誠実です。

町民と議会に反省の思いを率直に述べて、新年度方針に反映させる事が大切です。改めて答弁を伺います。

再答弁 町長

12月議会で補正予算可決後に、問責決議を受けました。私はこの場に及んで釈明、いわゆる弁解をさせてほしいと言ふことは、逆に議員の皆さんに大変失礼なことであり、議会軽視につながっていると思います。

そうした意味から重く受け止め、このことをしっかりと胸に、これからの責任を果たして参りたいと言ふことで、ご理解いただきたいと思います。

再々質問

「真摯に弁明をすることが議会軽視だ」とする町長答弁こそ、重大な議会軽視です。

(再々答弁略)

議会運営上不適切と認めながら、専決処分は適正とする詭弁を改め、違法行為を素直に認めることについて

質問

①12月議会で町長は、平成29年3月31日の違法な専決処分について、事業完了後国の検査を受け、適正に執行されたことが認められていると答弁しました。

地方自治法の専決処分の適・不適の判断は、国の検査の権限外の問題です。専決処分が適切だと認められたと主張するのであれば、それを証明する国の検査書類の写しを提出してください。

②12月議会で町長は、自身が強行した専決処分は、議会運営上不適切な行為に当たる事を認めました。

この不適切行為こそが、地方自治法第179条第1項違反の本質です。臨時議会招集時に自身の意思で議案を提出しなかったにも拘わらず、後

付で議会の責任に転嫁するのは許されない行為です。どうしても議決を得たいのであれば、なぜ平成29年3月31日の臨時会当日、「議案差し替え」という適法的な措置をとらなかったのか、理由を伺います。

答弁 町長

①当該事業は国庫補助事業であり、事業完了後に国の検査を受け適正に執行されたことが認められたと答弁したものです。

国が専決処分に対し、適法、不適法について判断する立場にはありません

②当時の議長、産業教育常任委員長と、町長、副町長の四者協議の際、産業教育常任委員会でも継続調査中の案件であることを理由に、議案の提出を議会側から事実上拒まれ、

議決しない旨の意思を表明されたものと受け止めました。

そのために、当該臨時会に議案の提出が出来ず、次の議會を招集する時間的余裕がないこと、また議會において議決すべき事件を議決しないときに当たると判断いたしました。

再質問

①議會開催中に、議案も出さずに専決処分することを、地方自治法では認めていません。それが許されるのであれば、議會は不必要になり、町長の独断が許されることになります。

この事業が適正に執行されたことを国が認めたと答弁しましたが、専決処分適否の判断権限は国にはありません。

②この専決処分は、地方自治法第179条第1項に違反しています。

31日に臨時会を招集しておきながら、案件が継続調査に

なっているとして議案を提出しなかったのは、町長の判断によるものです。

どうしても必要であれば、当日、議案の差し替えか、追加議案の提出をすべきでした。議會は、議案の提出を一切拒否していません。議案を提出しなかった全ての責任は町長にあります。答弁を訂正してください。

再答弁 町長

平成30年5月17日に議會と町が取り交わした5点の合意事項の第1点目は、継続審査中の案件を、議會の反対を押し切って専決処分することは不適切な行為であり、今後常任委員会等で継続調査中の案件の専決処分は再び行わない言うことですが、これは議會運営上のことであり、179条の話をしていることではありません。

再々質問

5点の合意事項は、議會手

続きも不適切であるし、法的にも違法だということです。6月議會でまた正します。

再々答弁 町長

5点の合意事項は、継続審査中の案件を、議會の反対を押し切って専決処分することは不適切であり、今後このよ

雅荘再開の見通し、補助金返還に関する 檜山振興局の書面の提出及び、介護事業 持続化基金(仮称)構想について

質問

①12月議會で町長は、雅荘が再開出来ないとは判断していいないので、恵福会と相談すると答弁しました。

これまでの相談内容と再開の見通しを伺います。

②12月議會で町長は、再開を検討しているので、補助金返還も迫られていないと答弁しました。

そのことを裏付ける、檜山振興局の書面の提出を求めま

うなことは再び行わないと言うことです。

しかし、継続調査中の案件を専決処分してはならないということは、地方自治法第179条にはありませんのでご理解ください。

③町長選挙が終わる9月まで補助金返還の心配はないとする話があるそうですが、事実でしょうか。

④雅荘の利活用と当町における介護事業の持続化のため、財政調整基金の運用による「介護事業持続化基金」を設け、民間の事業所も参加する「介護事業経営持続化協議会」を設置することを提案しましたが、どう検討されたのか伺います。

したが未提出です。理由を伺います。



雅荘

答弁 町長

①現段階では再開の見通しは立っていません。

②檜山振興局社会福祉課長名の文書を議会事務局に提出しています。補助金返還の有無については、財産処分申請書を北海道に提出し、その内容に応じて判断されるものですが、そうした段階ではありません。

③そのような事実はありません。

④基金については、社会福祉基金や担い手育成基金など、存の基金で対応できるものと判断しています。

協議会については、一部の事業所からも、課題の共有、課題解決に向けての必要な対応策を協議する場を設けてほしいという声もありますので、これから検討させていただきます。

再質問

①雅荘を廃止して丸2年になるのに、再開に向けて何も進展していません。

4月から3年目を迎えますが、恵福会はこれ以上経営できないとして撤退したわけですから、そのことを踏まえて対処すべきです。

②社会福祉課長の押印がありません。少なくとも振興局長名でせたな町長宛に書面が出されなければ、了承するわけにはいきません。

③補助金返還は、せたな町の申請を受けて、道が判断するという答弁ですが、町が申請しなければ、いつまでも返還しなくていいのですか。こういうことだから、町長選挙が終わる9月まで、補助金返還の心配はないとする話が出てくるわけではありませんか。

住民は依然として、再開を期待しています。いつまでに再開するのか答弁を求めます。

再答弁 町長

②道の規定で、押印省略が通例になっています。

③いつまで待つのかという質問ですが、補助金返還の有無等については、せたな町が財産処分承認申請書を提出して判断することになります。これからもしっかり頑張つて、再開を目指して取り組んで参りたいと思います。

いつまでに目処をつけるのかと言うことについては、これからの動き次第と言うことです。いつまでと言うことは、答弁しかねます。

再々質問

答弁は不誠実です。

再開してほしいという、厳然たる地域の希望があります。この声に、どのように答えるのですか。

再々答弁 町長

補助金返還の時期については、申し上げられません。

雅荘の再開については、今努力していると言うことでご理解ください。

町道山麓通線の民地買収早期完了に向けた、町長の行政責任について

質問

①起工承諾書を取らずに着工した町道山麓通線改良工事について町長は昨年、所有権移転等の交渉を弁護士に委任しました。

弁護士は地権者と面談せず、地権者も新年度の土地賃貸借契約の更新を拒否しています。町長が、直接地権者と協議することを求めます。

②地権者が相続登記を行う旨の平成25年の覚え書きを、町が職権で行う内容に変更すべきではありませんか。

(字数制限のため、答弁及び、再質問、再々質問を省略)



委員会レポート

総務厚生常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和3年2月10日

二、調査項目及び結果

・国保病院所管

・令和3年4月の診療体制について調査しました。

理計画の見直しについて調査しました。

・住宅リフォーム等助成事業について調査しました。

・町有施設の維持管理（芝生・草刈り業務等）について調査しました。

・温泉ホテルきたひやまの経営状況及び令和3年度予算について調査しました。

・せたな町地域エネルギービジョンについて調査しました。

その他

・洋上風車の現状について報告がありました。

(4)保健福祉課所管

・指定管理者の指定について（せたな町障害者グループホームのぞみ）について調査しました。

(3)まちづくり推進課所管

・せたな町まちづくりプラン（新町建設計画）の変更について調査しました。

・せたな町公共施設等総合管

画・第8期介護保険事業計画及び成年後見制度利用促進基本計画について調査しました。

・介護従事者確保・定住対策事業について調査しました。

・訪問型サービスD事業（移動支援）について調査しました。

・特別養護老人ホーム大成長生園浴室改修事業の経過について調査しました。

(5)総務課所管

・公共施設等防犯カメラ設置について調査しました。

・防災行政無線デジタル化整備事業について調査しました。

その他

・職員の処分について報告がありました。

第3回

一、調査年月日

令和3年3月30日

二、調査項目及び結果

(1)まちづくり推進課所管

・洋上風車2号機の罹災に係る財物保険金について調査しました。

(2)財政課所管

・財政計画について調査しました。

産業教育常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和3年2月16日

二、調査項目及び結果

(1)教育委員会事務局所管

・若松小学校閉校式典事業について調査しました。

・学校給食センター整備事業について調査しました。

(2)水産林務課所管

・鳥獣被害防止対策事業について調査しました。

・トラウトサーモン海面養殖試験事業について調査しました。

(3)農務課所管

・担い手確保・経営強化支援事業について調査しました。
・中核農業者応援資金利子補給事業について調査しました。

・北海道農業次世代人材投資事業について調査しました。
・西兜野排水機場改修事業に

ついて調査しました。
・農業水路等長寿命化・防災減債事業について調査しました。

・ふれあいプラザ電気工作物改修について調査しました。
・草地畜産基盤整備事業について調査しました。

・せたな町地域おこし協力隊（酪農ヘルパー）について調査しました。

・指定管理者の指定について（せたな町営牧場）調査しました。

(4)建設水道課所管

・せたな町瀬棚児童会館条例の一部改正について調査しました。

・町道排水改修事業について調査しました。
・町道改良事業について調査しました。

・町道橋長寿命化修繕事業について調査しました。

・町道舗装修繕事業について調査しました。

・普通河川維持浚渫事業について調査しました。
・都市計画マスタープラン策定事業について調査しまし

た。

- ・道路橋梁施設補助災害復旧事業について調査しました。
- ・北檜山処理区における雨水排水事業について調査しました。

(5) まちづくり推進課所管

- ・せたな町公共施設等総合管理計画の見直しについて調査しました。

第2回

一、調査年月日

令和3年3月29日

二、調査項目及び結果

- ・建設水道課所管
- ・町道山麓通線の未処理用地について調査しました。

特別委員会

『新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会』

第6回

一、調査年月日

令和3年1月25日

二、調査項目及び結果

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業進捗状況について調査しました。

第7回

一、調査年月日

令和3年2月19日

二、調査項目及び結果

- ・新型コロナウイルス感染症PCR検査助成事業について調査しました。
- ・新型コロナウイルススワッチン接種について調査しました。
- ・医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について調査しました。

『医療体制・新病院建設調査特別委員会』

第3回

一、調査年月日

令和3年2月10日

二、調査項目及び結果

- ・せたな町立国保病院新病院建設基本構想について調査しました。
- ・新せたな町立国保病院改革プラン実施状況の点検・評価について調査しました。

臨時議会

◆第1回◆

令和3年1月25日開会

◎一般会計補正予算(第12号)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費に係る経費の増です。

◆第2回◆

令和3年2月10日開会

◎一般会計補正予算(第13号)

学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業を活用したICT教育用備品の購入経費、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に向けた体制整備に係る経費の増です。

議会広報発行常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和3年1月27日

二、調査項目及び結果

- ・議会広報62号のグラ編集をしました。

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について調査しました。
- ・学習支援について(ICT教育用備品購入)について調査しました。

第8回

一、調査年月日

令和3年3月11日

二、調査項目及び結果

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について調査しました。
- ・新型コロナウイルス感染症対策事業(一般単独事業)について調査しました。

第4回

一、調査年月日

令和3年3月30日

二、調査項目及び結果

- ・せたな町立国保病院新病院建設基本構想について調査しました。
- ・新せたな町立国保病院改革プラン実施状況の点検・評価について調査しました。

◎総合支所設置条例等の一部を改正する条例について

総合支所から支所へ移行することに伴い、各総合支所の名称を変更するため本条例の一部を改正しました。

◆ 第3回 ◆

令和3年3月30日開会

◎一般会計補正予算(第16号)

新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金事業

費について、国の1次補正、

2次補正に係る24事業費の精

査による減などです。

◎風力発電事業特別会計補正

予算(第7号)

洋上風車2号機の罹災保険

金に係る基金積立金の増です。

◎令和3年度一般会計補正予算(第1号)

介護施設新規入所者へのP

CR検査及び介護施設従事者

医療従事者への抗原検査費、

全町民2回分の町内外医療機

関でのワクチン接種に要する

経費や、町民一人あたり1万

円の地域応援商品券の配付に

要する経費等の増です。

政務活動費執行状況

交 付 額	1,080,000 円
執 行 額	145,910 円
執 行 率	13.51 %

政務活動費とは、議員の調査研究に役立てるため必要な経費の一部として交付されており、本町議会議員には、一人当たり年額12万円が交付されています。

各議員は収支報告書に1円から領収書を添付し、議長に報告しています。また、議長は各議員からの収支報告書のチェックを行い、透明性の確保に努めています。

残額が出た場合は、町に返還しています。

令和2年度は9名分、計108万円を交付し、4名の執行で145,910円、執行率13.51%でした。

(本多浩議員、橋本一夫議員、熊野主税議員、石原広務議員、平澤等議員は未執行でした。)

※吉田実議員、梶田道廣議員、真柄克紀議員は政務活動費の交付申請をしませんでした。

		道 高 勉	大 湯 圓 郷	横 山 一 康	菅 原 義 幸	未 執 行 者 (5名)	合 計
交 付 額	政 務 活 動 費 (年額)	120,000 円	120,000 円	120,000 円	120,000 円	600,000 円	1,080,000 円
	調 査 研 究 費						0 円
執 行 額	研 修 費			7,225 円			7,225 円
	広 報 ・ 広 聴 費						0 円
	議 員 活 動 費						0 円
	会 議 費						0 円
	資 料 購 入 費	64,990 円	12,155 円	58,570 円	2,970 円		138,685 円
	事 務 費						0 円
	合 計	64,990 円	12,155 円	65,795 円	2,970 円	0 円	145,910 円
収支差引差額		55,010 円	107,845 円	54,205 円	117,030 円	600,000 円	934,090 円

議会の動き

◆ 1 月 ◆

- 25日 第1回臨時会
第6回新型コロナウイルス感染症対策
調査特別委員会
27日 第1回議会広報発行常任委員会

◆ 2 月 ◆

- 3日 管内定例会議長会議
10日 第1回総務厚生常任委員会
第2回臨時会
第3回医療体制・新病院建設調査特別
委員会
第1回全員協議会
16日 第1回産業教育常任委員会
19日 第7回新型コロナウイルス感染症対策
調査特別委員会
第2回総務厚生常任委員会
24日 第1回北部松山衛生センター組合議会
全員協議会
第1回北部松山衛生センター組合議会
定例会

◆ 3 月 ◆

- 1日 第1回議会運営委員会
5日 第1回定例会（1日目）
予算審査特別委員会（1日目）
11日 第8回新型コロナウイルス感染症対策
調査特別委員会
第2回全員協議会
15日 第1回定例会（2日目）
16日 予算審査特別委員会（2日目）
17日 予算審査特別委員会（3日目）
18日 予算審査特別委員会（4日目）
19日 予算審査特別委員会（5日目）
第1回定例会（3日目）
24日 第1回檜山広域行政組合議会定例会
29日 第2回産業教育常任委員会
30日 第3回総務厚生常任委員会
第3回臨時会
第4回医療体制・新病院建設調査特別
委員会

議会を傍聴 しませんか

町政は
あなたのために！

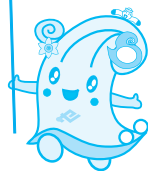
第2回定例会は
6月に開催予定と
なっております

＊ ＊お気軽においでください＊ ＊

マスクの着用を
お願い致します



事務局からのお願い



議会議長宛の案内・
請願・陳情等は、
議会事務局へ提出
願います。

編集後記



私の日課「あさイチ」は新聞の読破から始まる。読んでいるのか見ているだけなのか、夕方まで記憶に留めてあるのは「おくやみ申し上げます」の記事と北海道の「コロナ感染者情報」それだけは98%覚えていない。「読み物」があった。「ねえ、ぴよちゃん」だ。4コマ漫画の秀作と言っている。ぴよちゃんが好きだけれど正直になれないヒミコちゃんの切なさ。猫の又吉と仲間達の人情ならぬ猫情の世界。日本で一番元気な小学3年生、天真爛漫なぴよちゃん最強可愛すぎ。とにかくほのぼのしていて面白い。孫子の新1年生に目を細めて癒されるように、「ねえ、ぴよちゃん」の世界にちよこつと入門してみませんか。きつと幸せの神様が降りてきますよ。

（本多）

議会広報発行常任委員会

委員長 榎田 道廣
副委員長 横山 一
委員 橋本 多浩
委員 大橋 一夫
委員 石原 広務